

管財事件をご受任いただく先生へ

2026年1月

法テラス東京における生活保護受給者の自己破産事件の予納金（官報公告費用、破産管財人費用）の立替手続きについてご説明いたします。

手続の概要（東京地裁管轄事件の場合）

- ◆官報公告費用は、実費・着手金とともに受任弁護士口座へ後日振り込みます。
- ◆管財人費用は、管財人決定後、受任弁護士から追加費用支出申立書を提出いただくと、法テラスで追加支出決定を行い、法テラスから管財人口座へ振り込みます。

注) この手続は東京地裁(立川支部含む)管轄事件を、法テラス東京(多摩支部、各出張所含む)で援助決定する場合です。他の裁判所、他の法テラス事務所では手続が異なる場合があります。

管財事件になる場合の手続の流れ

1. 自己破産申立事件の援助開始決定

援助開始決定時は一律同時廃止用の官報公告費用だけを立替えます。

破産管財人が選任される場合は受任者から追加支出申立書を提出いただき、別途審査の上、管財予納金及び官報公告費用の差額を追加して立替えます。

2. 管財事件となった場合

（必要書類）

A 代理援助契約における確認書

管財費用は法テラスが第三者予納することを確認するもの。

B 上申書

東京地方裁判所に対し、法テラスが管財人に直接予納する旨を上申するもの。

C ご通知

破産管財人に対し、法テラスが管財人に直接予納する旨を通知するとともに、還付金の振込口座を通知するもの。

D 追加費用支出申立書

管財事件になった場合に、官報公告費用と管財費用の追加支出を法テラスに申請するもの。

E 銀行口座届出書（予納金第三者予納用）

管財人口座の口座番号を記載していただき、法テラスへ提出いただくもの。

*次の①～③をお願いいたします。

- ① Aの確認書に被援助者と弁護士が署名・捺印し、原本一通を法テラスへ郵送(提出)してください。
- ② 破産管財人が選任されましたら、事件番号、申立人名等をご記入の上、B上申書を裁判所へ、Cご通知を破産管財人へ、それぞれ提出してください。
- ③ 破産管財人の口座番号が判明しましたら、D追加費用支出申立書及びE銀行口座届出書に記入の上、破産申立書（一枚目の写し及び破産に至った事情部分と、管財人選任の理由が「免責調査型」の場合は、「免責不許可事由」の部分。）とともに法テラスへ提出してください（FAXでも結構です）。法テラスで追加支出決定を行い、官報公告費用の差額は受任弁護士口座へ、管財費用は管財人口座へ振込みます。

◇ ◇ ご不明の点は、援助開始した事務所へお問い合わせください。◇◇◇

追加費用支出申立書

法テラス 東京／上野 御中

援助番号

-

年 月 日

受任者
受託者

登録番号 ()

下記のとおり追加費用の支出を申立てます。なお、本申立てについては、当職から被援助者へ説明し、その同意を得ていることを申し添えます。

被援助者	相手方	(援助中の事件の相手方が複数名いる場合のみご記入ください)	
事件名	追加費用	合計	円
追加支出 申立理由			
償還月額の増額(追加支出に伴い償還月額の増額が可能な場合のみ、こちらに増額後の月額を記入ください。従前通りの月額を希望される場合は記入不要です。)		償還月額	円

費用明細 ※ 内訳の説明資料を添付してください。			
1 鑑定料	限度額523,808円(医療過誤838,095円)	¥	
2 登録免許税	限度額35万円	¥	
3 申立の手数料(印紙代)	限度額35万円	¥	
4 自己破産事件予納金以外の予納金	限度額50万円(不動産執行100万円)	¥	
5 自己破産事件の官報公告費、管財予納金(生活保護受給者に限る)	管財予納金の限度額20万円	¥	
6 記録謄写料	5,000円超過分につき限度額20万円	¥	□ - 5,000円 = □
7 通訳料	限度額104,761円(ハーグ条約事件は366,666円) (最初の1時間につき交通費を含み消費税込み12,570円以内とし、30分を増すごとに消費税込み5,237円以内を加算。)	¥	
8 翻訳料	限度額104,761円(A4版1枚につき消費税込み4,713円以内) (ハーグ条約事件 TP:原則限度額366,666円、必要性が高いものについては523,808円まで増額可能、LBP:原則限度額1,047,618円、必要性が高いものについては1,885,713円まで増額可能。)	¥	
9 犯罪被害者等である被援助者と受任者の打ち合わせに同席するカウンセラー費用	※一定の対象要件があります。事前にお問い合わせください。限度額50,925円 (医師及び臨床心理士:最初の1時間につき5,092円以内とし、30分を増すごとに2,546円以内を加算。・支援団体の専門相談員等:最初の1時間につき3,055円以内とし、30分を増すごとに1,527円以内を加算。)	¥	
裁判所に納める郵券 (郵券に代わる予納金含む)	6,400円超過分に限る(書類作成援助も同様)ただし、代理援助の多重債務案件に関連した不當利得返還請求事件における、予納郵券に相当する実費については、その全額。	¥	□ - 6,400円 = □
戸籍謄抄本(除籍及び附票含む) 住民票(除票含む)及び外国人登録原票記載事項証明書	5,000円超過分に限る (書類作成援助3,000円超過分)	¥	□ - 5,000円 = □ 書類(-3,000円)
登記簿謄抄本、登記事項証明書、公団及び地積測量図等並びに固定資産評価証明書	5,000円超過分に限る (書類作成援助3,000円超過分)	¥	□ - 5,000円 = □ 書類(-3,000円)
10 その他実費 弁護士法第23条の2に基づく照会手数料	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	□ - 5,000円 = □
通信費及び荷造運搬費	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	□ - 5,000円 = □
交通費	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	□ - 5,000円 = □
裁判所に納める申立手数料のうち、業務方法書別表3の実費等の備考欄で、支出の対象とされていないもの	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様) ただし、代理援助の多重債務案件に関連した不當利得返還請求事件における、貼用印紙代に相当する実費については、その全額。	¥	□ - 5,000円 = □
その他()	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	□ - 5,000円 = □
4時間超・5000円超の旅行に要する交通費	(地方事務所長が必要かつ相当と認めた場合に支出することができます)	¥	

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者（以下「甲」という。）、受任者（以下「乙」という。）及び日本司法支援センター（以下「丙」という。）は、業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき、以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金（同時廃止手続によるものを除く。）の納付が必要なときは、丙に第三者予納を依頼すること。

以上

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者（以下「甲」という。）、受任者（以下「乙」という。）及び日本司法支援センター（以下「丙」という。）は、業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき、以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金（同時廃止手続によるものを除く。）の納付が必要なときは、丙に第三者予納を依頼すること。

以上

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上

事件番号 令和 年 () 第 号破産申立事件

申立人

(取扱事務所：法テラス東京 20 —)

上野 20 —)

令和 年 月 日

東京地方裁判所

御中

日本司法支援センター

代理人 東京地方事務所長

芹澤眞澄（公印省略）

上申書

日本司法支援センター東京地方事務所が、上記申立人を被援助者として自己破産申立てに係る援助開始決定を行ったことから、標記事件における引継予納金につき、申立人に代わって、日本司法支援センターが破産管財人の口座に振り込む等の方法で予納したく上申します。

なお、標記事件において破産財団が形成され、日本司法支援センターに対して財団債権の支払がなされる場合には、当センターの口座に振り込んでいただくよう、管財人に連絡をします。

事件番号 令和 年 () 第 号破産申立事件
申立人
(取扱事務所：法テラス東京 20 ー)
上野 20 ー)
令和 年 月 日

破産管財人 殿

日本司法支援センター
代理人 東京地方事務所長
芹澤 真澄（公印省略）

ご 通 知

- 1 日本司法支援センター東京地方事務所が、上記申立人を被援助者として自己破産申立てに係る援助開始決定を行ったことから、標記事件における引継予納金につき、申立人に代わって、日本司法支援センターが破産管財人の口座に振り込む等の方法で予納いたしますので、ご通知申し上げます。
- 2 なお、標記事件において破産財団が形成され、日本司法支援センターに対して財団債権の支払がなされる場合には、援助開始した事務所にお問い合わせください。

令和 年 月 日

法テラス

御中

銀行口座届出書(予納金第三者予納用)

破産管財人費用は、下記口座に振り込んでください。

令和 年 月 日

法テラス●●御中

銀行口座届出書(預納金第三者予納用)

破産管財人費用は、下記口座に振り込んでください。

援助番号	2019	000600																																										
被援助者名	法テラス 輝夫																																											
銀行コード	0 0 0 0	法テラス中																																										
店番号	0 0 0	中野坂上 支店																																										
預金種目	1	(1:普通預金 2:当座預金 3:貯蓄口座)																																										
口座番号	1 2 3 4 5 6 7																																											
口座名義 (カタカナ) 濁点・半濁点も 1マス使用	<table border="1"><tr><td>ハ</td><td>サン</td><td>シ</td><td>ヤ</td><td>ホ</td><td>ウ</td><td>テ</td><td>ラ</td><td>ス</td><td>テ</td><td>ル</td><td>オ</td><td>ハ</td><td>サ</td></tr><tr><td>ン</td><td>カ</td><td>ン</td><td>サ</td><td>ィ</td><td>ニ</td><td>ン</td><td>ナ</td><td>カ</td><td>ノ</td><td>サ</td><td>カ</td><td>ウ</td><td>エ</td></tr><tr><td>テ</td><td>ル</td><td>コ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		ハ	サン	シ	ヤ	ホ	ウ	テ	ラ	ス	テ	ル	オ	ハ	サ	ン	カ	ン	サ	ィ	ニ	ン	ナ	カ	ノ	サ	カ	ウ	エ	テ	ル	コ											
ハ	サン	シ	ヤ	ホ	ウ	テ	ラ	ス	テ	ル	オ	ハ	サ																															
ン	カ	ン	サ	ィ	ニ	ン	ナ	カ	ノ	サ	カ	ウ	エ																															
テ	ル	コ																																										
口座名義 (漢字)	破産者 法テラス輝夫 破産管財人 中野坂上照子																																											

対象援助事件特定のため、自己破産申立事件の援助番号をご記入ください。

口座名義情報確認のため、漢字の名義も必ずご記入ください。